

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月24日

【四半期会計期間】 第46期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社セゾン情報システムズ

【英訳名】 SAISON INFORMATION SYSTEMS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮野 隆

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03(3988)1846

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部担当 土橋 眞吾

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03(3988)1846

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部担当 土橋 眞吾

【縦覧に供する場所】 株式会社セゾン情報システムズ 関西事業所
(大阪市西区江戸堀一丁目5番16号)
株式会社セゾン情報システムズ 名古屋営業所
(名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期 連結累計期間	第46期 第1四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	6,570,351	7,306,912	32,500,617
経常利益 (千円)	377,755	487,042	3,350,118
四半期(当期)純利益 (千円)	187,479	294,016	1,863,829
四半期包括利益 又は包括利益 (千円)	207,571	336,329	1,915,971
純資産額 (千円)	15,633,486	16,400,841	16,582,373
総資産額 (千円)	24,822,320	25,152,043	26,595,919
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	11.57	18.15	115.05
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	62.9	65.1	62.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第46期第1四半期連結会計期間より売上計上基準を変更し、第45期第1四半期連結累計期間及び第45期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び子会社3社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費増税による景気減速が懸念されたものの、政府の景気対策等により影響は限定的な範囲に収まりつつあり、継続的な円安による輸出採算の改善、企業の設備投資意欲の向上、雇用及び所得環境の改善等により緩やかながらも回復基調で推移しました。

当社グループが属する情報サービス業界は、セキュリティ対策、ビッグデータ活用、政府によるマイナンバー制度の導入等、新たな需要が期待されるとともに、従来延期・縮小されていたシステム開発が景況回復を背景に堅調に推移する等、企業の情報化投資に対する姿勢は改善し、業界全体は回復傾向にあります。

このような経営環境において、当社グループは、情報処理サービス、システム開発、パッケージ販売の3分野をバランス良く展開している事業特性を活かし、各事業間のシナジーを高め、既存顧客との取引拡大、新規顧客獲得に努めております。また、クラウド型ホスティングサービスである「SAISOS(サイソス)」を中心としたデータセンタービジネスの拡大、パッケージ製品のラインナップ強化及びアジアを中心としたグローバル展開、開発ツールの活用による短納期・高品質なシステム開発の推進等に積極的に取り組み、事業基盤の拡大を図っております。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上高は7,306百万円(前年同期比11.2%増)、営業利益は459百万円(同33.3%増)、経常利益は487百万円(同28.9%増)、四半期純利益は294百万円(同56.8%増)となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前四半期連結累計期間との比較を行っております。

金融システム事業

売上面においては、大型システム開発案件が堅調に推移したこと、既存顧客向けのシステム運用管理及び「SAISOS」等の情報処理サービスが堅調に推移したこと等により、当第1四半期連結累計期間の金融システム事業の売上高は3,817百万円(前年同期比18.9%増)となりました。

利益面においては、大型システム開発案件における障害対応及び品質向上コストの増加等により、当第1四半期連結累計期間の営業利益は46百万円(同11.2%減)となりました。

流通サービスシステム事業

売上面においては、既存顧客向けの情報処理サービスが若干減少したものの、新規顧客向けのシステム開発案件が堅調に推移したこと等により、当第1四半期連結累計期間の流通サービスシステム事業の売上高は1,047百万円（同3.5%増）となりました。

利益面においては、システム開発案件の増加及び情報処理サービスの収益性向上等により営業損失額は前年同期より縮小し、当第1四半期連結累計期間は35百万円の営業損失（前年同期は57百万円の営業損失）となりました。

BPO事業

売上面においては、既存顧客に対するシステム改修等のシステム開発案件が減少したこと、給与計算システム「Bulas Payroll」及びインターネット給与明細照会サービス「Bulas Payslip Mobile」の計算人員数が減少したこと等により、当第1四半期連結累計期間のBPO事業の売上高は417百万円（前年同期比10.5%減）となりました。

利益面においては、売上高の減少及び品質向上活動等のコストの増加により、当第1四半期連結累計期間は128百万円の営業損失（前年同期は92百万円の営業損失）となりました。

HULFT事業

売上面においては、当社の主力製品である「HULFT」及びその関連製品の販売が堅調に推移するとともに、中国市場向け製品である「海度（ハイドウ）」の販売が増加したこと等により、当第1四半期連結累計期間のHULFT事業の売上高は1,569百万円（前年同期比5.0%増）となりました。

利益面においては、収益性の高い製品販売及び保守販売が堅調に推移したこと等により、当第1四半期連結累計期間の営業利益は561百万円（同9.6%増）となりました。

その他

その他には㈱フェスを分類しており、売上面においては、医療機関向けシステム運営管理受託及びITIL関連事業が増加したこと等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は711百万円（同9.4%増）となりました。

利益面においては、売上高の増加及び収益性の向上により、当第1四半期連結累計期間の営業利益は55百万円（同53.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末より1,443百万円減少し25,152百万円となりました。主な減少要因は、受取手形及び売掛金が同1,246百万円減少したこと、現金及び預金が同820百万円減少したこと等によるものであります。また、主な増加要因は、有価証券が同348百万円増加したこと、流動資産のその他に含まれる前払費用が同288百万円増加したこと等によるものであります。

負債合計は同1,262百万円減少し、8,751百万円となりました。主な減少要因は、法人税等の納付により未払法人税等が同1,008百万円減少したこと、賞与支給により賞与引当金が同533百万円減少したこと等によるものであります。また、主な増加要因は、前受金が同389百万円増加したこと等によるものであります。

純資産合計は同181百万円減少し、16,400百万円となりました。主な減少要因は、剰余金処分による配当財源への割当てにより利益剰余金が同404百万円減少したこと等によるものであります。また、主な増加要因は、四半期純利益の計上により同294百万円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末より2.8ポイント増加し、65.1%となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

一 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社取締役会は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等が必要であると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

情報サービス業界においては、クラウドサービス、スマートデバイス、セキュリティ対策、ビッグデータ対応等への関心が高まり新たな需要を生み出すとともに、従来からの受注ソフトウェアやシステム等管理運営受託も活性化しつつあり、業界全体は緩やかな回復傾向にあります。

当社は、こうした経営環境において継続的な成長を実現するべく、中期経営計画の達成に努めております。平成29年3月期を最終年度とする中期経営計画においては、中期経営ビジョンとして「布石を成果に～成長は挑戦の先に～」を掲げ、これまでに取組んできた施策を着実に成果にするとともに、これからの3年間で新たに布石を打つことで、継続的に成長できる企業となることを目標としています。この中期経営ビジョンを実現するための中期経営方針として、「事業基盤の拡充」、「競争力の強化」、「それらを支える人材の育成と確保」の3つを掲げています。すなわち、安定的な収益を確保するためのストックビジネスの拡大に加え、既存顧客の深耕や新規顧客の獲得を加速させることで「事業基盤の拡充」を図り、リリースした商品・サービスの市場価値向上や業務の生産性向上を図ることで「競争力の強化」に努めます。そして、これらの施策の実施を支える「人材の育成と確保」を行ってまいります。以上により、顧客や市場の変化に柔軟に対応するとともに、事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取組んでまいります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月10日開催の当社第42期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、更新前の大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）、旧ルールの有効期間が満了したため、平成26年6月12日開催の第45期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）を更新いたしました。本ルールの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループの議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、当該買付行為の結果、当該買付者を含む株主グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨等を記載した意向表明書及び当社取締役会が大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、「必要情報」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（30営業日を上限として延長することができます。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。なお、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関し、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認する場合があります。

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、法令及び定款の下で可能な対抗措置のうちから、状況に応じ最も適切と判断したものを発動することがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、割当期日における株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割当てられ、当該新株予約権には、大規模買付者等所定の要件に該当する者（以下、「非適格者」といいます。）は原則として行使できないとする行使条件、及び、非適格者以外の新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付されることとなります。また、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。

特別委員会は、当該諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するよう要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。また、当社取締役会は、特別委員会が、対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとし、株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとし、

本ルールの有効期間は、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとし、

四 当社取締役会の判断及び理由

上記二記載の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるために策定された取組みであり、まさに基本方針に沿うものです。また、本ルールは、当社株式の大規模買付行為が行われる際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みを設定するものであり、基本方針に沿うものです。

本ルールは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、平成26年6月12日開催の当社第45期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、当該株主総会において株主の皆様は本ルールの更新についてお諮りすることを予定していること、対抗措置を発動する一定の場合には、株主意思を確認できるようにしていること等株主意思を重視するものであること、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立した特別委員会に対して、発動の是非等に関して諮問を行うこととされていること等により、その公正性・客観性が確保されているため、当社は、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当社グループは、多様化、高度化する顧客ニーズに対応すべく、先端技術の調査研究および新商品、新商材の研究開発を行っております。

当第1四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は15百万円であり、これは主にHULT事業におけるパッケージ製品に関連した新製品等のための研究開発活動によるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年7月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,200,000	16,200,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	16,200,000	16,200,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年6月30日		16,200,000		1,367,687		1,461,277

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,191,000	161,910	
単元未満株式	普通株式 8,800		
発行済株式総数	16,200,000		
総株主の議決権		161,910	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が17株含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セゾン情報システムズ	東京都豊島区東池袋3丁目 1-1	200		200	0.0
計		200		200	0.0

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,150,261	8,330,104
受取手形及び売掛金	4,812,665	3,565,797
有価証券	701,495	1,049,775
商品及び製品	4,082	5,167
仕掛品	111,451	294,995
原材料及び貯蔵品	13,587	13,017
繰延税金資産	684,588	684,698
その他	671,195	967,031
貸倒引当金	284	254
流動資産合計	16,149,042	14,910,332
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	638,909	677,920
減価償却累計額	297,017	306,989
建物及び構築物(純額)	341,892	370,931
工具、器具及び備品	2,797,307	2,833,747
減価償却累計額	1,718,327	1,781,935
工具、器具及び備品(純額)	1,078,979	1,051,811
リース資産	3,503,962	3,506,713
減価償却累計額	1,878,558	2,038,316
リース資産(純額)	1,625,403	1,468,397
建設仮勘定	41,713	49,066
有形固定資産合計	3,087,989	2,940,205
無形固定資産		
ソフトウェア	3,044,491	3,083,860
リース資産	357,911	324,392
のれん	779,579	757,942
その他	265	248
無形固定資産合計	4,182,248	4,166,444
投資その他の資産		
投資有価証券	1,278,218	1,176,364
敷金	510,482	538,763
繰延税金資産	828,692	867,861
その他	563,995	557,598
貸倒引当金	4,750	5,526
投資その他の資産合計	3,176,638	3,135,060
固定資産合計	10,446,876	10,241,710
資産合計	26,595,919	25,152,043

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,329,592	1,235,784
リース債務	419,421	410,311
未払法人税等	1,207,100	198,351
前受金	2,224,886	2,614,692
賞与引当金	950,116	416,673
その他	1,409,430	1,394,582
流動負債合計	7,540,547	6,270,394
固定負債		
リース債務	715,839	616,213
退職給付に係る負債	1,564,660	1,671,565
長期未払金	48,700	48,700
資産除去債務	143,797	144,329
固定負債合計	2,472,998	2,480,807
負債合計	10,013,545	8,751,202
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,367,687	1,367,687
資本剰余金	1,462,360	1,462,360
利益剰余金	14,208,440	13,984,595
自己株式	217	217
株主資本合計	17,038,271	16,814,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	106,716	125,426
為替換算調整勘定	12,543	11,986
退職給付に係る調整累計額	591,917	567,984
その他の包括利益累計額合計	472,657	430,571
少数株主持分	16,759	16,986
純資産合計	16,582,373	16,400,841
負債純資産合計	26,595,919	25,152,043

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	6,570,351	7,306,912
売上原価	5,132,141	5,641,910
売上総利益	1,438,210	1,665,002
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	-	746
役員報酬	83,752	68,448
従業員給料及び賞与	351,303	410,427
賞与引当金繰入額	97,397	113,441
退職給付費用	25,132	35,242
福利厚生費	91,251	95,746
減価償却費	51,829	33,650
のれん償却額	21,482	21,637
その他	371,231	425,992
販売費及び一般管理費合計	1,093,381	1,205,334
営業利益	344,829	459,667
営業外収益		
受取利息	727	957
有価証券利息	2,185	2,818
受取配当金	2,666	2,101
複合金融商品評価益	1,550	-
為替差益	-	153
補助金収入	33,343	30,972
その他	1,439	443
営業外収益合計	41,912	37,446
営業外費用		
支払利息	6,047	4,303
複合金融商品評価損	-	202
為替差損	377	-
訴訟関連費用	2,561	5,565
営業外費用合計	8,985	10,072
経常利益	377,755	487,042
特別損失		
固定資産処分損	8,802	48
特別損失合計	8,802	48
税金等調整前四半期純利益	368,953	486,993
法人税等	181,258	192,749
少数株主損益調整前四半期純利益	187,694	294,243
少数株主利益	215	226
四半期純利益	187,479	294,016

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	187,694	294,243
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,437	18,710
為替換算調整勘定	7,440	557
退職給付に係る調整額	-	23,932
その他の包括利益合計	19,877	42,086
四半期包括利益	207,571	336,329
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	207,356	336,102
少数株主に係る四半期包括利益	215	226

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が175,414千円増加し、利益剰余金が112,867千円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

(売上計上基準の変更)

パッケージソフトウェアの保守サービス売上高について、従来、一部の保守契約は保守サービスを開始した期に契約額全額を売上高に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、保守契約期間に応じて売上高を計上する方法に変更いたしました。

これは、保守サービス売上高が堅調に伸びている中で、当第1四半期連結会計期間から新販売管理システムが本格稼働したことにより、該当する一部の保守サービスを提供する時期と売上高の計上時期との対応関係を見直した結果、取引の実態をより適切に反映できることから、期間損益計算を適正に行うために実施したものであります。これにより、全ての保守サービスは契約期間に応じて売上高を計上する方法になっております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表になっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ74,443千円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は296,317千円減少しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	588,821千円	594,385千円
のれんの償却額	21,482	21,637

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月12日 定時株主総会	普通株式	404,994	25	平成25年3月31日	平成25年6月13日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月12日 定時株主総会	普通株式	404,994	25	平成26年3月31日	平成26年6月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	金融 システム 事業	流通 サービス システム 事業	BPO 事業	HULFT 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	3,211,874	1,011,211	466,100	1,490,350	6,179,536	390,814	6,570,351		6,570,351
セグメント間 の内部売上高 又は振替高		504	752	4,019	5,275	260,036	265,312	265,312	
計	3,211,874	1,011,715	466,852	1,494,369	6,184,812	650,851	6,835,664	265,312	6,570,351
セグメント利益 又は損失()	52,657	57,526	92,830	512,261	414,562	36,042	450,605	105,775	344,829

- (注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社が行っているシステム運営管理受託・人材派遣等を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額 105,775千円には、セグメント間取引973千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 106,748千円が含まれております。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	金融 システム 事業	流通 サービス システム 事業	BPO 事業	HULFT 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	3,817,329	1,045,986	417,590	1,566,388	6,847,295	459,616	7,306,912		7,306,912
セグメント間 の内部売上高 又は振替高		1,095	323	2,850	4,269	252,147	256,416	256,416	
計	3,817,329	1,047,082	417,914	1,569,239	6,851,565	711,763	7,563,329	256,416	7,306,912
セグメント利益 又は損失()	46,737	35,313	128,570	561,197	444,050	55,153	499,204	39,536	459,667

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社が行っているシステム運営管理受託・人材派遣等を含んでおります。

- 2 セグメント利益又は損失の調整額 39,536千円には、セグメント間取引1,361千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 40,897千円が含まれております。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、報告セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更いたしました。

なお、当該変更による各報告セグメント利益又は損失に及ぼす影響は軽微であります。

(売上計上基準の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、HULFT事業セグメントのパッケージソフトウェアの保守サービス売上高について、従来、一部の保守契約は保守サービスを開始した期に契約額全額を売上高に計上していましたが、当第1四半期連結会計期間より、保守契約期間に応じて売上高を計上する方法に変更いたしました。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益 (円)	11.57	18.15
四半期純利益 (千円)	187,479	294,016
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	187,479	294,016
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,199,783	16,199,783

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間における会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額は2円83銭減少しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月24日

株式会社セゾン情報システムズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 哲 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 喜 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セゾン情報システムズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社はパッケージソフトウェアの保守サービス売上高について、従来、一部の保守契約は保守サービスを開始した期に契約額全額を売上高に計上していたが、当第1四半期連結会計期間より、保守契約期間に応じて売上高を計上する方法に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。